

## 杉戸町外部公益通報に関する要綱

令和8年1月21日  
告示10号

### (趣旨)

第1条 この告示は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の規定に基づき、労働者等からの外部公益通報に対応するための体制の整備及び手続について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者をいう。ただし、杉戸町内部公益通報の処理に関する規程(平成20年杉戸町訓令第16号)第2条第2項第1号に規定する職員等を除く。
- (2) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。
- (3) 外部公益通報 労働者等が通報対象事実について処分又は勧告を行う権限を有する本町の機関に対して行う法第3条第2号及び第6条第2号に定める公益通報をいう。
- (4) 通報者 外部公益通報をした者をいう。
- (5) 主管課 通報対象事実に係る処分等(法第2条第1項に規定する処分又は勧告等をいう。以下同じ。)の権限を有する町の機関及び当該処分等に係る事務を所管する町の機関に属する課等をいう。

### (外部公益通報責任者)

第3条 外部公益通報に関する事務を総括し、及び指揮するため、外部公益通報責任者(以下「責任者」という。)を置く。

2 責任者は、秘書広報課長をもって充てる。

3 責任者が第8条の規定により手続から除外される場合は、町長が別に定める者がその職務を代理する。

### (通報・相談窓口)

第4条 外部公益通報及び外部公益通報に係る相談(以下「通報等」という。)を受け付けるため、通報・相談窓口を秘書広報課に置く。

2 通報・相談窓口は、次に掲げる事務を取り扱う。

- (1) 通報等の受付に関すること。
- (2) 外部公益通報者及び主管課との連絡調整に関すること。
- (3) 外部公益通報に関する制度の周知及び運用状況の公表に関すること。

### (受付)

第5条 労働者等は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思

料するときは、通報・相談窓口に次に掲げる方法により外部公益通報をすることができる。

(1) 口頭

(2) 書面の提出

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める方法

2 外部公益通報は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

(1) 通報対象事実の内容

(2) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

(3) その他外部公益通報の対応に当たり、責任者が必要と認める事項

3 通報・相談窓口の業務に関する事務を担当する職員(以下「担当者」という。)は、外部公益通報を受け付けたときは、外部公益通報受付簿(様式第1号)に記録するものとする。

(受理)

第6条 責任者は、外部公益通報を受け付けたときは、法の趣旨及び当該外部公益通報の内容を検討し、当該外部公益通報に対応する必要があると認めるとときは、当該外部公益通報を受理するものとする。

2 責任者は、前項の規定により受理又は不受理を決定したときは、外部公益通報受理(不受理)通知書(様式第2号)により、外部公益通報者に通知しなければならない。ただし、外部公益通報者が希望しない場合は、この限りでない。

3 責任者は、第1項の規定により外部公益通報を受理したときは、当該外部公益通報に係る通報対象事実について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 町が処分等の権限を有する場合 外部公益通報受付簿の写しを主管課へ送付し、次条第1項の調査を指示すること。

(2) 町が処分等の権限を有しない場合 処分等の権限を有する他の行政機関を外部公益通報者に教示すること。

(調査)

第7条 主管課は、前条第3項第1号の規定による指示があったときは、速やかに調査を実施するものとする。ただし、次に掲げる場合には、当該調査を終了するものとする。

(1) 外部公益通報者と連絡が取れず、調査に必要な事実確認ができない場合  
(2) 通報対象事実について、既に是正がされている場合

2 主管課は、前項の調査を実施するときは、外部公益通報調査通知書(様式第3号)により、外部公益通報者に通知しなければならない。ただし、外部公益通報者が希望しない場合は、この限りでない。

3 主管課は、第1項の調査を実施するときは、外部公益通報者の特定等により

外部公益通報者に不利益が及ぶことがないよう留意しなければならない。

- 4 町の機関は、第1項の調査に協力し、これに誠実に応じなければならない。
- 5 責任者は、第1項の調査について、主管課に確認する等の方法により、適切な進捗を図るものとする。
- 6 主管課は、第1項の調査が完了したときは、その内容を責任者に報告するとともに、外部公益通報調査結果報告書（様式第4号）により、外部公益通報者に報告しなければならない。ただし、外部公益通報者が希望しない場合は、この限りでない。

（利益相反関係の排除）

第8条 前3条に規定する手続において、外部公益通報の処理に従事する者が次に掲げる者であることが明らかになったときは、速やかに当該者を当該手続から除外しなければならない。

- (1) 通報対象事実に関与し、又は通報対象事実の発覚若しくは是正により不利益を受ける者
- (2) 外部公益通報者又は外部公益通報の対象となった者と親族関係にある者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、手続の公平性に疑義を生じさせる事情があると町長が認める者

（是正措置等）

第9条 主管課は、第7条第1項の調査の結果、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることが明らかになったときは、速やかに法令に基づき通報対象事実に対する処分その他適切な措置を講じなければならない。

- 2 主管課は、前項の措置を講じたときは、その内容を責任者に報告するとともに、是正措置報告書（様式第5号）により、外部公益通報者に報告しなければならない。ただし、外部公益通報者が希望しない場合は、この限りでない。

（外部公益通報者の保護）

第10条 責任者は、外部公益通報の対応終了後においても、外部公益通報からの外部公益通報に係る相談に適切に対応するとともに、外部公益通報者が不利益な取扱いを受けていることが認められるときは、消費者庁の相談窓口の紹介その他の適切な措置を講ずるものとする。

（秘密の保持）

第11条 外部公益通報の処理に従事する者は、その職務において知り得た秘密を漏らし、又は不正な目的に利用してはならない。その職務を離れた後においても、また同様とする。

- 2 外部公益通報の処理に従事する者は、その事務を行うに当たり、外部公益通報者の特定に関する事項を必要最小限の範囲以外に共有してはならない。

(運用状況の公表)

第12条 町長は、外部公益通報の件数その他運用状況について、毎年度公表するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年2月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

外部公益通報受付簿

受付番号		受付担当者名	
通報日時	年　月　日（　）　時　分		
通報の方法	口頭・書面・郵送・ファクシミリ・電子メール・その他（　）		
公益通報者	氏　名	<input type="checkbox"/> 匿名を希望している	
	住　所		
	勤　務　先		
	通報対象者との関係		
	連絡方法		
通報内容等			
通報対象者		所属等	
通報対象事実			
通報対象事実が（ <input type="checkbox"/> 生じている／ <input type="checkbox"/> 生じようとしている／ <input type="checkbox"/> その他（　））			
通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思われる理由			
証拠書類の有無、提出の可否 有（　）・無　／　有の場合：提出ができる・できない			
特記事項			
上記の公益通報を（ <input type="checkbox"/> 受理する／ <input type="checkbox"/> 受理しない）			
受理しない理由：			

様式第2号（第6条関係）

年　　月　　日

様

外部公益通報責任者

外部公益通報受理（不受理）通知書

年　　月　　日に通報のありました外部公益通報を（受理・不受理）と  
しましたので、杉戸町外部公益通報に関する要綱第6条第2項の規定により  
通知します。

（不受理の場合、その理由）

様式第3号（第7条関係）

年　　月　　日

様

課長

外部公益通報調査通知書

年　　月　　日に通報のありました外部公益通報について、次のとおり取り扱うこととしたので、杉戸町外部公益通報に関する要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 調査を実施する　　調査に着手する時期　　年　　月　　日

2 調査を実施しない

実施しない理由：

様式第4号（第7条関係）

年　月　日

様

課長

外部公益通報調査結果報告書

通報のありました外部公益通報について、調査が完了しましたので、結果を報告します。

受付番号		通報受付日	年　月　日
調査期間			
通報の概要			
調査の方法			
調査の結果			
備　考			

様式第5号（第9条関係）

年　月　日

様

課長

是正措置報告書

通報のありました外部公益通報について、次のとおり是正措置を講じたので、  
その内容を報告します。

受付番号		通報受付日	年　月　日
通報の概要			
是正措置			
備　　考			